交通事故被害者の会

発　行　北海道交通事故被害者の会
代表　前田　敏章
事務局
060-0001 札幌市中央区北１条西９丁目
ノースキャピタルビル４階

第１７号　2005 年 4 月 10 日　（年３回発行）　TEL 011-233-5130　FAX 011-233-5135
E-mail　hk-higaisha@nifty.com　ホームページ　http://homepage2.nifty.com/hk-higaisha/

被害者の会は、被害者どうしの支援と事故をなくすための取り組みを目的とした、交通事故被害者や遺族でつくる会です。入会希望の方は事務局に電話をください。会費はありません。年３回の会報が送られ、毎月の例会に参加できます。例会時に当事者同士としての相談も受けています。（例会の日程はｐ 12）

母、Ｆ．Ｙ．６６歳

2000年11月27日、オホーツク海に面した国道で、母が同乗した友人の車は、木材を満載したトラックと正面衝突、二人共に天国に旅立ちました。即死でした。

事故当時の路面は、数日間降り続いた雪のため、深い轍（わだち）とアイスバーン状態。地元のドライバーでさえ怖くて30ｋｍ位しかスピードを出せなかったそうです。

その悪路をトラックは無謀な運転をしていたと、すれ違ったドライバーの話を聞きました。トラック運転手の話によると、母の乗った車は「吸い込まれるようにぶつかってきた」そうです。唯一の目撃者は、トラックのすぐ後ろを走っていた同じ運送会社の社長の車でした。

見通しの良い直線道路で、母達の車は、近づいてくるトラックを見て少し左に寄りたかったのかもしれません。しかし軽自動車は、轍にハンドルをとられたのでしょうか？　それともトラックとの衝突を避けたくてブレーキを踏んだ為に、アイスバーンの路面でスピンしたのでしょうか？２台とも道路から大きく逸脱している状況が事故の凄まじさを物語っています。当時地元には弁護士がおらず、即座に専門家に相談に乗ってもらうこともできませんでした。

母は花が好きでした

あの時は、「もし道路の除雪がされていたら」「もし中央分離帯があれば」、大惨事にならずに済んだのではないかと道路関係者への憤りもありました。

今は、二人の死を無駄にしない為にも、同じ被害が二度と起こらないようにする為にはどうしたらよいのか、あらゆる角度から事故を研究・分析し、これからのドライバー教育や道路造りに役立てて欲しいと願ってやみません。

尚、事故の翌年4月に、紋別ひまわり基金法律事務所が開設され近隣周辺に住む人々の朗報となりました。　娘　K. I.

（「いのちのパネル」より ）

今号の主な内容

②　「公正で科学的な捜査を」、札幌高検などへ要請文
③　犯罪被害者等基本法にもとづく内閣府ヒアリングの報告（前田敏章）
④　「交通事故調書の開示を求める会」の報告（土場一彦）
⑤　「真相究明と厳正な裁きを求める」署名（長谷部博子）　「ひき逃げ犯厳罰化」署名（高石弘）
⑥　「後遺症の決定が遅く、低い認定しかでません」（荻野京子）
⑦　国土交通大臣への手紙「親は生きてる限り死んだ子の年を数える」（木戸英二）
⑧～⑩　高校生・若者の発言　体験講話を聞いて
⑪　「退任にあたって」（寺地栄一）　⑫　総会と交流会のお知らせ、活動日誌、編集を終えて

「死人に口なし」でなく、公正で科学的な捜査を
札幌高検、法務省、国交省に要請文　札幌弁護士会には協力依頼

被害者の会では、2 月 14 日、「死人に口なし」の不公正な捜査を改める制度的な保障を求め、札幌高等検察庁宛公正で科学的な捜査徹底を求める要請書（下記）を提出しました。同時に札幌弁護士会に、この問題で協力依頼を行い、法務大臣と国土交通大臣にはそれぞれ、交通事故調書の早期開示を求める要請書、ドライブレコーダーの装着義務法制化を求める要請書を送付しました。

2005年2月14日

札幌高等検察庁
検事長殿

北海道交通事故被害者の会

要 請 書

1　交通犯罪捜査において不当に軽んじられている被害者・遺族の知る権利を保障するため、捜査段階において事故原因などの詳細を知らせて下さい。

2　公正で迅速な捜査と裁きのために、交通犯罪に対する科学的捜査を徹底して下さい。

《 要請理由 》

交通犯罪被害の多くは、公道上で何の関わりもない相手によって、全く理不尽に命や健康という基本的人権が侵される「通り魔殺人」的被害です。被害者・遺族は、故人の名誉と命の尊厳のために、何よりも先ず事件の原因など真相を知りたいと願い、真実に基づく厳正な裁きを求めます。

しかし、交通犯罪被害者はこれまで、過失による「事故」だからと軽く扱われ、当然の知る権利すらないがしろにされていました。当事者でありながら公判になるまで、長い場合は１年以上も真実を知ることが出来ないのです。そして、実況見分調書をはじめ事故調書の開示がされていないこともあり、被害者が死亡あるいは重傷で事故状況について証言できない場合は、初動捜査において加害者の一方的な証言に沿って証拠書類が作られるという事例もあり、結果として、当事者が知り得た事実と異なる捜査内容によって処分・処罰されるケースが生じるというのが、私たち被害者の会会員の大勢の認識です。真相を知りたいと欲して民事訴訟を提起して、刑事処分と異なる事実が判明することも希ではありません。遺族自らが目撃者を探したり独自に鑑定を行うなど強い働きかけを行って初めて真相の一端に近づくことができるのです。しかし、被害者・遺族がこうした血の滲むような取り組みを出来るのは限られたケースであり、大半の被害者は泣き寝入りです。

こうして、交通犯罪の被害者・遺族はかけがえのない命や健康を奪われた上に、その真実を知ることができず、さらにこのことによって著しい不公正と不利益を被るという、正に二重三重の苦しみを余儀なくされているのです。

交通犯罪捜査におけるこうした事態を打開するために、標記のように捜査段階の早期に事故原因など詳細を被害者・遺族の求めに応じて知らせていただきたいのです。

先般、我が国においても犯罪被害者等基本法が制定され、ようやく「犯罪被害者等の権利利益の保護」が具体的に検討されるようになりました。基本法が「犯罪被害者等がその被害に係わる刑事に関する手続きに適切に関与することができるように」（第18条）と制度の整備を明記していますが、私たちは知る権利を保障し、不公正を生まないシステムとして、交通事故調書の早期開示も求めています。同時に、死亡あるいは重傷で物言えぬ被害の当事者が不公正を受けないために、交通犯罪捜査について、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダーの全車両への装着義務を法制化するなど、科学的捜査の徹底を要望します。

以上の要望事項は、捜査の透明性と迅速性にも寄与すると信じます。よろしくお願い致します。

「犯罪被害者等基本法」にもとづく内閣府ヒアリングの報告

代表　前田　敏章

内閣府の犯罪被害者等施策推進準備室から参加要請を受け、2005年2月23日、経済産業省の会議室で行われたヒアリングに出席しました。

発言資料として、要望事項、会報、いのちのパネル冊子版などを提出するとともに、当日は、室長以下20数人の関係省庁の担当者を前に、要望事項に基づいた交通事件被害者の願いを、約20分発言してきました。以下は発言要旨です。

★ 正しく「交通犯罪」と

先ず第一に、交通犯罪を「事故」と一括りにするのではなく、正しく犯罪と位置づけていただきたい。現在の行政や司法の扱いは、根底に①クルマの効率優先、ドライバー中心の「クルマ優先社会」と②起訴率低下をもたらした非犯罪化政策、そして、③損保を中心とする「命＝お金」の巨大なシステムがあり、命が軽く扱われ続けている。「故意でなく『事故』だから悪質ではない」として、加害者が存在しないかのような扱いが大手を振る「加害者天国ニッポン」という実態がある。

法令違反を伴っての死傷事件は、クルマを凶器とした不法行為であり犯罪。「事故」とは、運転者に全く違反や過失がなく、避けられない災害の場合に限定して使うべきであり、安全確認を怠っての前方不注意など交通犯罪は「未必の故意」として厳罰に。危険運転致死罪は「故意性」という要件を緩和し適用を大幅に増やすべき。窃盗罪の半分の法定刑でしかない業務上過失致死傷罪とは別に「自動車運転業務上過失致死傷罪」を設けるなど、命の重みに見合う裁きをしていただきたい。

★ 交通事故調書の開示など公正な捜査を

第二に、基本法18条の刑事に関する手続への参加に関して。先ず、公正な捜査が保障される制度確立として、交通事故調書の開示を求める。現状では、初動捜査において「死人に口なし」とばかりに、加害者の一方的な証言に沿って不公正な証拠書類が作られるという事例が頻発している。

資料の事件例一覧にあるように、2001～2003年に発生した会員14事例の調査だけでも、9事例の遺族は、捜査機関からの事故原因の説明に納得がいかず、上申し自らも目撃者を探すなど真相解明に動き、7遺族は自ら事故鑑定も行っている。告訴し当事者性を高めて対処しようとした事例は6遺族、要望書や署名を提出した遺族も7遺族に上る。自ら強い働きかけを行ってはじめて、真相の一端に近づくことが出来るのだが、こうしたとりくみのできる遺族は限られており、多くの場合は泣き寝入り。最近の二つの報道記事（白倉さんと長谷部さんの事例）にもあるように、こうした実態は今も改善されていない。

先日、法務大臣、国土交通大臣、札幌高等検察庁などに、要請文を提出したが、警察が作成する実況見分調書など交通事故調書、および鑑定報告書を、当事者の求めに応じ、送検以前の捜査過程の早期に開示すること、科学的な捜査を保証するために、航空機のフライトレコーダーに相当するドライブレコーダーの装着を義務化することが不公正を生まないシステムとして重要。

同時に、刑事裁判に参加する権利を認めていただくことも強く望んでいることを付け加える。

★ 怪我をされた方への適正な補償を

第三に、怪我をされた方の深刻な人権侵害の実態がある。まだ治癒していないのに損保から症状固定を強要され、十分な治療が受けられなかったり、後遺症の認定等級が不当に低く押さえられ、賠償も値切られるという二次的被害が絶えない。損保会社への適正な管理と指導を強め、不法行為が根絶やしされ、適切な損害賠償が保証される制度を望む。

★ 自助グループへの財政的支援を

第四に、交通犯罪被害者は、世間の無理解と偏見などにより二次的被害を受け、孤立無援の状況に陥り、殆どがＰＴＳＤに悩んでいる。それぞれの段階で、当事者の求めに応じたサポートを必要としている。自助グループの活動への物質的支援を要請する。私たち北海道の被害者の会は、設立に際し道警の支援を受け、設立後の自主的な活動に対し、道交通安全協会が事務所と事務局長、および活動費を提供してくれるなど、ある意味恵まれている。しかし、安全協会が自助グループを財政的に支援するというのは本来的ではない。国からの正当な財政支援を早急にお願いしたい。

同時に、行政や専門家が連携してサポートし、施策を進める公設の「犯罪被害者支援センター」についても基本計画に位置づけていただきたい。

★ 終わりに

私たちの願いは交通犯罪や事故の被害がゼロとなり、自助グループそのものの必要がなくなる社会。そのためにも、被害者の視点に立った施策が全面的に推進されること、犯罪被害者の共通な願いである、①知る権利　②司法手続きに参加する権利　③被害回復する権利　④二次被害を受けない権利、が保障される日が一日も早く来ることを切望する。

《参考》2/23、ヒアリング参加の15団体（発言順）
●「NPO法人犯罪被害者支援の会Appui」●「風通信舎」●「Japan Victim Assistance Ring」●「犯罪被害者きょうだいの会」●「社団法人熊本犯罪被害者支援センター」●「社団法人京都犯罪被害者支援センター」●「社団法人被害者支援都民センター」●「交通事故被害者遺族の声を届ける会」●「NPO法人交通事故後遺障害家族の会」●「TAV交通死被害者の会」●「北海道交通事故被害者の会」●「あひるの一会」●「地下鉄サリン事件被害者の会」●「生命のメッセージ展実行委員会」●「全国交通事故遺族の会

会員からの報告とお便り ①

報告　調書開示を求めるアンケートについて

北広島市　土場　一彦　（交通事故調書の開示を求める会）

昨年来交通事故被害者・遺族の皆様に「捜査段階における情報の開示状況」に関するアンケートをお願いしてきましたが、皆様のご協力により 2 月末までに 123 通（北海道からは 29 通）のご回答を頂きました。ご協力に対し厚く御礼申し上げます。

123 通については、中間まとめを行い、3 月 17 日の民主党主催のヒアリングにて概略を発表する機会を得、内閣府にも提出することができました。今後さらに分析を深めると共に、継続して多くのデータを集め、私たちの声を伝えていきたいと思います。今後ともよろしくお願いいたします。なお関連の報道記事とアンケートで寄せられた意見を紹介します。

交通事故、被害者の６割「捜査情報非開示で不利益」

交通事故の被害者・遺族らで作る「交通事故調書の開示を求める会」（鬼沢雅弘代表）は 17 日、事故被害者・遺族に実施したアンケート調査の結果を公表した。全体の 6 割が「捜査情報を捜査段階で開示されないことで不利益を被った」と答えた。同会はこの結果を、内閣府犯罪被害者等施策推進準備室に提出した。調査は、交通事故被害者・遺族約 300 人に対して郵送で実施。123 人から回答を得た。

「捜査情報の非開示で不公正や不利益を被った」と答えたのは 61 %（75 人）。「事故情報を知らされないことでストレスがあった」は 67 %（83 人）だった。また、「警察から事故状況に納得のいく説明があったか」の問いには 62 %（76 人）が「いいえ」と答えた。

当事者が死亡または重体の交通事故捜査は、実況見分調書が加害者側の証言に沿って作られることが多いが、調書は刑事裁判が終了するまで被害者側に開示されない。同会は「ずさんな捜査をチェックするためにも早期の開示が必要だ」と訴えている。

「毎日新聞」2005 年 3 月 17 日

交通事故調書の早期開示を

札幌市白石区　音喜多　一

本来、守られるべき被害者よりも冤罪は別にして加害者のほうが擁護されることは、不自然なことというのが、被害者遺族となった私の実感です。

交通事故と名がついたら、自分の命より大切な家族が死亡させられても保険金で慰謝されるからとか、客観的な科学捜査もないまま、加害者の証言が主体の、杜撰で主観的な現場捜査官による初動捜査が行われ、死亡した被害者とその遺族は排除された形で実況見分調書が作成され、それが公文書としてお墨付きを与えられる。警察では、遺族としては納得できない説明のうえ、内容の詳細を知らされないまま、捜査資料が検察庁に送致される。結果、ほとんどは故意ではないからしようがないということで、死亡交通事故でも、現在の交通状況とはかけ離れた明治時代に制定された時代遅れの業務上過失致死罪で起訴され、その刑期や罰も詐欺罪などよりも軽い。そして命を奪われた家族の、最後の瞬間の事実を知りたいと素朴な疑問をもつ被害者遺族が永遠無限大に続く苦悩を感じさせる行動を起こし、声をあげなければ何もしようとしない警察や検察の捜査姿勢は、遺族には弱い者いじめ的な二次被害にも思えるし、死亡被害者には人命軽視にも等しいと感じている。

したがって、被害者とその遺族側にも、人が死亡した以上、殺人事件と同様な捜査と、不公平のないよう公正に加害者側と同時期での情報の開示を求める。

1．交通事故捜査における、科学的な捜査手法の確立とその教育訓練と意識の徹底の上で所轄や人為的なばらつきない現場捜査官の育成
2．被害者及びその遺族と加害者立会いのうえでの初動捜査
3．被害者いじめ的な二次被害防止の為に、実況見分調書や現場写真等証拠の早期開示

※音喜多さんの事件は、会報11、13の各号にあります

会員からの報告とお便り ②

真相解明と厳罰化を求める署名にご協力下さい　札幌市北区　長谷部　博子

一人息子であった拓磨の命が奪われて 1 年 9 カ月が経ちました。まだ捜査中ということですが、これ程の長い時間を費やして、何を調べてくれているのか、どの程度捜査が進んでいるのか、今後どうなるのか、何ひとつ答えてもらえません。

肝腎の衝突地点が最初の警察署での説明から二転三転するなど、「死人に口なし」の加害者証言に偏った捜査に矛盾があると思っています。

このような現状を訴えるために 2 月より署名を始めました。ご協力をよろしくお願いします。

（長谷部さんの事件は会報 15 号にも掲載しています）

《 札幌地方検察庁への要請事項 》

1　長谷部拓磨交通死亡事件の衝突地点や加害車両の走行速度など事故原因と真相を科学的捜査により明らかにして下さい。

2　加害者について公判請求を行い、命の重みに見合う厳正な裁きを求めて下さい。

《事件概要》

◆ 2003 年 7 月 23 日午前、札幌市北区新川の市道で、自転車にて横断中の長谷部拓磨君（14 歳、中３）が、制限速度を超えて前方不注意のまま走行した乗用車に衝突させられ、同日午後病院で息を引きとった。加害者は逮捕されず。

◆ 2004 年 1 月　遺族は業務上過失致死罪で加害者を告訴。

◆ 2004 年 3 月、遺族から鑑定書を提出。

※署名用紙は http://www.ne.jp/asahi/remember/chihiro/ からダウンロード出来ます

「拓磨を返して」　長谷部　芳子

私は拓磨の祖母です。拓磨が 1 歳の時から共に暮らしておりました。この世に生きて 75 年、色々な出来事にあいましたが、これ程の苦しみにあったのは初めてです。一粒の涙を育てるように大切に、大切に拓磨を愛し、慈しみ、14 年 10 か月育てて参りました。その月日を、加害者によって影も形もなくゼロにされてしまいました。優しく親切で、良く気のつく拓磨が、突然殺されて、1 日として泣かない日はありません。母が夜勤でいない時も、困らせるようなことは何一つなく、利口な良い子でした。足の悪い私に「大丈夫？歩けるか？」と手を差し伸べてくれたことなど、何もかもが思い出になってしまいました。拓磨が可哀相で、悔しくてなりません。「拓磨を返して」血を吐く思いで呼び、祈っています。

拓磨を殺した加害者は普通に暮らしているのに、こちらは毎日が地獄です。75 歳の私は拓磨と同様に殺されたと思っています。

慈悲深い検事さん。拓磨をよろしくお願い致します。人の命を殺めることは死刑に価するほど罪深いことと思っております。罪のない子どもに責任を転嫁することなく、加害者には大人として、人として自分の犯した罪の償いはしてもらいたいと思います。

これ以上交通事故の犠牲になる子どもたちが増えないよう、切に願ってやみません。

（ 2004 年 3 月 10 日　検察庁への上申書より）

ひき逃げ犯厳罰化を求め ２回目の法務大臣要請を行いました

江別市　高石 弘・洋子

大分県の佐藤啓治・悦子さんご夫妻が私たちと同じ思いでひき逃げ犯の厳罰化を求める署名を進めておりました（何と 8 万筆以上）。4 月 4 日、千葉の井上保孝・郁美さんご夫妻の力添えもあり、大分の佐藤さん、東京の秦野敞子さんら 6 遺族とともに、北海道からの約 1 万 5 千筆の追加署名も携え、南野法務大臣に直接要請することができました。

大臣に「この要望書は重く受け止める」と言っていただきましたが、国会への働きかけを力強く約束してくれた議員さんともお会いでき、今後に期待しています。今回集約された署名数は 97、931 筆。一昨年提出分（北海道から約 5 万筆）と合わせると累計で 148、842 筆になります。今後もご協力下さい。

（高石さんの事件は会報 12 号に掲載しています）

「ひき逃げの厳罰化を」 9 万 8 千人署名　遺族ら要望書

酒や薬物を飲んで起こした交通死亡事故を厳しく罰する危険運転致死傷罪の成立後、現場から逃げて飲酒などの立証を困難にし、同罪の適用を免れる例が生じているとして、ひき逃げ事故の遺族らが 4 日、ひき逃げ犯の厳罰化を求める要望書を南野法相に提出した。約 9 万 8 千人の署名を示し「ひき逃げによってかえって罪が軽くなる矛盾が生じている」と訴え、関連法の改正を求めた。法相は「検討させていただく」と述べたという。

要望書を提出したのは、泥酔した運転手のトラックに追突されて 3 歳と 1 歳の 2 人の娘を亡くした井上保孝さんと妻郁美さんら全国の 6 遺族。遺族らの活動が元になり、01 年に危険運転致死傷罪が成立した。酒や薬物を飲んで車を運転して人を死なせた場合は最高 20 年の懲役が科される。

しかし、加害者が現場から逃げ、同罪の適用を免れて刑が軽くなる例があるという。業務上過失致死とひき逃げの罪を併合しても最高で懲役 7 年に 6 カ月にとどまる。03 年にひき逃げ事故で当時 16 歳だった息子の拓那さんを失った高石弘さんと妻の洋子さんは「悪質なドライバーの逃げ得を許す法を改めなければ、ひき逃げ犯はなくならない」と訴えた。

（「朝日新聞」2005 年 4 月 5 日）

会員からの報告とお便り ③

後遺症の決定が遅く、低い認定しかでません

札幌市南区　荻野　京子（世話人、怪我をした方の相談係）

40代女性からの相談です。昨年の7月に弁護士に依頼しましたが、後遺症の認定が決定したのは平成17年2月23日です。14級と最低の後遺症認定でした。

被害者と家族と私の3人で、次のような陳述書を作成して提出しております。

陳述書

平成14年11月5日交通事故当日、○○で検査、診断をしていただきました。結果は別紙①の診断書の症状がありました。

特に体全体の痛みが強く、普通の生活が困難になりました。左手、左足がまったく力の入らない、動かない状態が続き、寒気で体全体が酷く冷たく感覚がなくなりました。その後、胸の調子がおかしくなり、呼吸するのが苦しい状態になったため、事故の翌日、病院で胸の痛みを止めるために、ベルトを装着してくれました。

4～5日後、頭痛と目の痛みが出て、夜中に吐き気と強い痛みと熱が出て、体全体に痛みが走り、5分置きに体を動かし痛みに耐えました。

体全体が腫れて、自分自身で身の回りのことが出来なくなりました。その後は、寝たきり状態になり、□□に6日間入院しました。退院後は○○に通院して、他の病院へ検査に出向き、2か月半通院を続けました。

体の症状は良くならず、人の介助が必要になりました。タクシーにも乗れなくなり、△△に往診してもらいました。（別紙②の診断書）

平成15年4月11日から6月30日まで往診が継続されました。この間、寝たきり状態が続き、ホットパット等で体を温め、ゆっくり摩る程度の治療が続きました。一年以上入浴も出来ずに、痛みが続いていました。

平成15年4月11日から6月30日まで、××へ21日間通院して、治療と痛み止め薬を出してもらいました。病院でも座って待っている事が出来ずに、寝た状態で待っていました。

現在でも◎◎へ2週間に1回出向き、痛み止めの薬をもらい、理学療法を続けております。リハビリは□□と◇◇に週1回通院しています。現在、まだ残っている症状は、歩行がまだ不自由で、体全体も自由に動かすことが出来ません。痛みがあるために、痛み止めの薬を続けて飲んでいます。リハビリも継続中です。

首は話をしていただけでも痛みがでてきます。寝返りを打つと、肩に痛みが出て、左の胸がムカムカします。痛みのために、寝付くまでに2時間位かかります。血行が悪く、貧血で立ちくらみします。一人でバスに乗ることも出来ず、重たい物も持つことができません。

交通事故前は、勤務しており、家事手伝い、スポーツも楽しんでおりました。現在は勤務することも出来ず、家事の手伝いも出来ない状態です。握力は少しずつ戻っている感じがいたします。しかし、日常生活のすべてに不自由を感じております。後遺症がかなり残っていると思いますので、よろしく判断をお願いいたします。

このような苦しみに遭いながら、なぜ認定が遅く等級が低いのでしょうか。交通事故の件数が多いということが一番の原因ですが、関わる人が、怪我をした人の本当の痛みを理解していないことだと思います。今後、関係各位に速やかに処理されるよう改善をしていただきたいと願っております。

ようやく起訴になりました

札幌市白石区　竹田　彩

長男の響（ひびき、当時小学1年）が校門前で、前方不注意の車の犠牲になってから、1年9カ月にもなりますが、3月15日、地検より加害者を業務上過失致死で公判請求をしたとの通知が届きました。

本当にようやくという思いです。これで事件の真相が明らかになり、裁いてもらえると期待をしていますが、それにしてもここに来るまで長かったです。

被害者の会と弁護士さんの力がなくては、一人ではとても起訴までこられなかったと感謝しています。公判に向けて頑張りたいと思います。これからもよろしくお願いします。

※　竹田さんの事件については、会報13号に彩さんの訴えがあります。

※　**第１回公判は、5月9日10：00　札幌地裁**です。可能な方は傍聴して下さい。

会員からの報告とお便り ④

国土交通大臣への手紙

「親は生きてる限り死んだ子の年を数える」小樽市　木戸　英二

国土交通大臣　石原 伸晃 殿

戦後、平和と人命の尊さを唱えるも、事件、事故が絶えない。それも同じ日本人同士の殺し合いなのである。まさかと思うも、交通事故で我が子を失ったのである。

木戸修一　昭和 31 年生まれ、

昭和 38 年 5 月 26 日、未成年者の無免許および酒気帯び運転により、国道 5 号線（小樽～札幌間）にて犠牲になる。享年 8 才（小学校 1 年）生きていると 47 才である。

あの日、あのとき

小学校 1 年生に入学し、5 月 26 日は初めての運動会だった。運動会が終わって PTA 役員が最後まで残ってグランドの掃除をしていた。帰ったと思った息子が一人自分の前に立っていた。一旦帰ってから、また来たと言う。「みんな帰ったのだから帰りなさい」何時の間にか息子の姿が見えなくなっていた。

掃除が終わり、担任の先生と話していたところ、突然酒屋の息子さんが教室へ飛び込んできて私の顔を見るなり「息子さんが交通事故で○○病院へ搬送された」と言う。

病院の処置室へ入ると、先生から大変難しい状態にあることを告げられ、数分後完全に息を引き取り死亡を宣告されたのである。

俺の子がまさか死ぬことはないだろう。夢中で走ってきたが、現実我が子を見て愕然とした。頭に包帯が巻かれ、色白の顔の子が青白く、生きているような無心できれいな顔で眠っていた。

何で、どうして。しかし先ず、我が子に非があったのではないかと思った。二人が飛ばされ、一人が重傷。歩道を歩いていたので、子どもには何の落ち度もないことを知ったものの、加害者は誰なのか。

加害者は未成年者であることから、警察は精神的ショックを考え発生時点で病院へ搬送したそうで、本人の口から発生状況等について一切聞くことはできなかった。

あまりに突然で絶叫よりも声もでず、とても自分の子が死んだことが理解できなく、何時の間にか気が付いたときは一人海の見える岬へ立っていた。一人で大声で泣いていた。その夜は死んだ子と添い寝をし全身を隈なくさすってやったのが、あの子との最後だった。長男を失い、残された 6 か月の二男を抱いて、母親の精神的ショックとやり場のない憤りと深い悲しみは想像を絶することであっただろう。

あれから40年

数年後三男が生まれた。失った身代わりと信じ、今度こそ生命を必ず守ってやろう「だが、また何かが」電話のベル一つでもおののきながら、あれから 40 年経った。今、愚痴と知りつつも親として納得できず、常に心に残るものがあり、人生これが最後の口説きとして聞いてもらいたい。

「親は生きてる限り死んだ子の年を数える」

謝罪も補償もない加害者と会社

加害者は会社のバイクを無断で持ち出して交替で動かして時速約 100 キロで走行中ハンドルを取られ左側歩道へ突込んで、一人を跳ねとばし、二人目、自分の子を約 25 m跳ねとばした。

会社側は当日は早仕まいをしたので、就労時間外の出来事だという。発生時間と就労時間について警察からは最後まで確たることを聞けなかった。

加害者の親は、通夜の日には来たが、明日は稲の田植えをしなければ生きていけないことを理由に、改めて云々と途中で帰ったが、その後一度も顔も見せず、謝罪も一切なかった。

未成年であること、親の支払い能力がないこと、会社のバイクを無断で持ち出したこと、就労時間外であること等を述べられると取り付くところが全くないのである。補償問題も限界にあり、最終的に「子どもの供養にならない」と断念せざるを得なかった。

何時しか時は流れ、子を殺されて、口では許し、心は許していないことが自分でもよく分かっているものの、片時も忘れたこともなく、振り返るたびに自分に腹が立ってしょうがないのである。許してやったことがあまりに短絡的でなかったかを反省している。

被害者の「権利と補償」について真剣な見直しを

未成年者のこの種の賠償責任の所在が明確でないのはどうなのか。無免許運転こそ重大殺人罪として扱うべきではないか。未成年者の人権のみが先行し、虫けら同然に殺される事件、事故。「補償云々」というと弱者いじめと言われ、泣いて悲しむ被害者に対し何かの救済方法がないものか。争うことの出来ない本当の弱い人のための政治を望む者である。

事故以来、ささやかではあるが地域に対し夫婦共々社会への奉仕と日赤奉仕団の一員として、お返しと供養に、また特に交通事故防止になればと努めているが、事件、事故を見聞きするたびに被害者の心境が先ず脳裏に浮かび、「真の弱者とは誰のことか」を問いながら被害者の方々に対する「権利と補償」について寛大な救済と制度の見直しを願う者である。と同時に孫子の代まで二度と悲惨を繰り返してはならない。平和な時代を祈ってやみません。どうか真剣な運転、真剣な政治と制度の見直しを希望いたします。

※　この手紙は、平成 14 年 9 月、当時の国土交通大臣、石原伸晃氏宛に送られたものです。紙面の関係で一部要約しました。

高校生・若者の発言　体験講話を聞いて ①

12 月 16 日　月寒高校定時制

今回の講演で非常にうれしいことがありました。13名のパネルを演壇の前に展示。終わりに「パネルには交通による被害者の声がかかれています。是非お読みください」と声をかけました。その後既に時限終了のチャイムが鳴ったにも拘らず、生徒側から「全てを読ませて欲しい」と時間延長の申し出があり、教師側がそれに答えてくれた事でした。

定時制では既に運転している者も居てこの講演が事故ゼロに繋がることを願っております。

札幌市白石区　小野　茂

友達を亡くし、小野さんの話に共感

１年　植木 敬大

今回の話を聞いて、事故の悲しさや家族の悲しいことがわかり、とても勉強になりました。自分も先日交通事故で友達を亡くして、とても悲しかったです。小学校、中学校で同じバスケ部で、ともに汗を流した友達でした。小野さんの話を聞いて、友達のことを思い出していました。そして、小野さんの話にも共感しました。

これからは自分もドライバーになるので、事故を起こさないように気を付けて生きていきたいです。今回の話は忘れないです。ありがとうございました。

一人ひとりの命を大切にするために、自分勝手な行動は断じて許されない

２年　斉藤 美咲

昨日小野さんに来ていただいて、とても考えさせられました。考える暇もなく衝撃を受けた気もします。テレビや新聞のニュースで軽々しく人が死んでしまったことを言うので、人の死について少し軽く見てしまうことがあるかも知れません。法律でも「人が死ぬ」とはどういうことなのかしっかり決めて欲しいと思いました。自分以外の人に傷を負わせる罪は、本当に自分が何人いても償えない。ましてや、殺してしまったなんて本当に反省しても罪は絶対に消えるものではないと思います。

一人ひとりの命を大切にするために、自分勝手な行動は断じて許されないと思いました。これから免許を取ることがあると思いますが、死と隣り合わせであることをよく理解し、思いやりのある人でありたいと思います。

悲しい思いを誰もしない世の中を

２年　中嶋　枝里佳

とても愕然としました。テレビや新聞では、必ずと言っていいほど流れている交通事故、その本当の怖さと悲しみを、私は生まれて初めて目の当たりにしました。罪を償うと言った人が、たった何年刑務所にいただけで自由になり、その罪を償ったと思っている・・・。裁判所や警察でさえ、それをとがめようとしない現実・・・。私は小野さんが辛いながらも語ってくれたその現実と悲しみに深く心が痛みました。

もし免許を取るような日が来た時は、人の命に関わる大事なこととして車を運転していきたいと思います。悔しくても分かってもらえない、そんな悲しい、悔しい思いを誰もしない世の中を、一刻も早くつくりあげて欲しいと心から願います。

泣きそうになる位考えさせられました

４年　斉藤 久美子

小野さんの話を聞きながら、自分の家族に置き換えて考えていました。ある日突然に自分の家族の一人がいなくなるというのは、全く考えられないことです。今まで近くに居て笑っていた人がポッと居なくなると、気が狂ってしまうと思います。そして、23歳の加害者の気持ちが理解できない。私ははっきりいって、過失ではなく殺人だと思う。酒と居眠り、どっちもやってはいけないことをやったのだから、いくら刑務所に入ったって、罪は償われていないと思う。

私は話を聞いている内に泣きそうになる位に、色々考えさせられました。きっと一生忘れないと思いました。被害者、加害者、どちらにもならないように気を付けていこうと思いました。

高校生・若者の発言　体験講話を聞いて ②

1 月 26 日　湧別高校

湧別高校での交通安全教室に招かれ、講話をさせていただきました。交通事故の現状、突然失った家族、命の大切さ等を話しました。生徒の皆さん熱心に聴いて下さいました。

学校から感想文を多数送っていただきうれしく、元気づけられました。

札幌市南区　水野　美代子

講演を聴いて考えが変わった

３年Ｂ組　松原麻美

交通安全教室というのは今まで何度かあったけれど、今回みたいに被害者の家族から聞く話は初めてで、家族を失った気持ちというのがすごく伝わってきました。

事故は自分が起こさなくても巻き込まれる可能性はすごく高いし、水野さんが言っていたように加害者と被害者の意見が違ったり、被害を受けて亡くなってしまったのに悪者扱いされたり、大変なんだなと思った。

昔、親戚が事故にあい命はとりとめたけどその時すごく心配だった。そう思うと自分も車を運転し始めたら、最善の注意を払って運転しようと思ったし、家族やこれから車に乗る友達にもそうあって欲しいと思う。

今まで気にしなかった交通事故だったけど、今回の講演で色々と考えが変わった気がする。普段は絶対聞けない様な話が聞けて本当によかった。お忙しい中講演して下さった水野さんありがとうございました。

改めて交通ルールを見直す

２年Ａ組　北川裕太

やっぱりだれでも自分が事故で死ぬなんて思ってないと思うし、そういう所から「少しぐらい信号無視してもだいじょうぶでしょ」とか「こんな所に車通らないしょ」など油断がでてきたりすると思う、車に乗っている人も「飛び出してくる人なんかいないでしょ」とか「少しお酒飲んでるけどまぁいいか」とか思っている人もいると思うし、緊張感が足りないドライバーは世の中には多いと思う。

事故で家族や友達など大切な人が死ぬことなんか想像も出来ないし、縁起でもないけれど、いざそういう事になってもそういう事実を受けとめれないと思う。だから自分も家族や友達にそういう想いをさせないように改めて交通ルールをしっかり見直して、交通ルールを守ろうと思う。

今回、残された人の側になってしまった水野さんはまだ心が癒えていないと思うし、そういう事を喋りたくもないんじゃないかなと思うけど「こういう事故が世の中にあるんだ」、「事故によってこういう想いをしている人間がいるんだ」とかいろいろなことを沢山の人に伝えているんだと思う。

だから今回の講演を聴いた人間として、今まで以上に外に出る時は気を付けようと思う。

---

2 月 7 日　紫明女子学院（千歳市）

学院の生徒さんは、私の話を背筋を伸ばし真剣な眼差しで聞いてくれました。

後日送られてきた感想文は、どれも丁寧な字で、交通犯罪の悲惨さ、いのちの大切さについてしっかり深められた内容が書かれており、私も大いに励まされました。

なお、紫明女子学院とは「道内の家庭裁判所で保護処分として少年院送致決定を受けた14歳以上20歳未満の女子を収容し、非行から立ち直れるよう矯正教育を行う国の施設」（学院のリーフレットより）です。

札幌市西区　前田　敏章

被害者とその家族の気持ちを深く知り、反省を

まず資料をもらい、目を通すと「交通犯罪」「通り魔殺人」の文字が目にとまり、交通事故死ではないのかと目を疑いました。始めは事故は事故で、加害者側だって計画的犯行なんかではなく、思いがけないアクシデントに生活も未来も崩れ、辛く大変な思いをしているのに、悪くとらえて悲観し過ぎているように感じました。

でもお話や資料から、どれほど娘を愛しているのかが伝わり、まして加害者が執行猶予つきの判決が下った後は一切お参りにも来ないという不誠実さに、無念さを感じてならないのも当然だと思いました。

前田先生は、娘さんを亡くしてから一度も心から喜んだり嬉しく幸せを感じた事はないと言っていたし、未来だけでなく、過去まで失ったようですが、私は、今まで人を傷付けてきて逮捕され、今少年院にいるけれど、毎日おいしい食事を与えられ、一年を通して楽しく嬉しい行事もあり、未来は自分次第

高校生・若者の発言　体験講話を聞いて ③

で明るい人生を切り開く事が可能です。そう考えると何の罪もない被害者、その家族の気持ちをもっと深く知り、反省をしていかなくてはいけないと思いました。

命は自分一人のものだけでない

初めは交通犯罪というより交通事故という目でみていて、正直言うと「交通事故は相手がわざとやったことではないのに・・・」とか「仕方のないこと」という考えを持っていて、私にはあまり関係のない話だろう」としか考えることができませんでした。

でも、今日実際に来ていただいて話を聞かせてもらって、私自身も前田さんの娘さんの千尋さんのように、いつどこで危害を加えられるかわからないし、逆に 私が車を運転していて人に危害を加えるかもしれないということを思い、決して人事ではないのだなと感じました。それにもし私が被害者遺族の立場に立ったらと考えるとひどい言い方になるかも知れませんが、殺されたとしか受け止められられないと思います。だから逆に私が加害者側になったらということを考えてみたら余計に恐い気持にもなったし、大げさかもしれないですが、車のハンドルをにぎるということは、人の命もかかっているということなんだと思いました。

被害者遺族の人達が自分の経験を皆に伝えることで、命の大切さや命は自分一人のものだけでないということを、家族とは他の何にもかえることができないかけがえの存在だということを学ぶことができました。私は過ちを犯した者で、そんな私がいうのも失礼かもしれませんが、前田さんや他の被害者遺族の「家族の死を無駄にはしない」という頑張りを心から応援したいです。

決して許されることがないこと

私は人の命を奪うということはどんな理由があったとしても決して許されるべきではないと思います。

でも、事故だとか、過失とかで人を殺した責任は薄れていきます。少年犯罪では、前科も残りません。でも実際はとても大きな犯罪で、それも一番あってはならないことです。でも加害者は「取り返しのつかないことをしてしまった」と深く反省できる人が少ないと思います。加害者はいくらでもやりなおすことができるからです。私もそう思っていました。「いくら謝ってきたとしても、加害者が生きていると思うだけで腹が立つ」という言葉をきいて、じゃあ一体どうしたら許してもらえるのか、こんなに反省して謝っているのに、どうして話しすら聞いてやれないのか、とすら思っていました。

でもそれはとても大きな間違いでした。人を殺したことが許されることなんて絶対にないからです。

講話を聞いて、改めてその事を思いました。失った命はもう二度とは戻ることが無いということ、残された遺族は深い悲しみに暮れるということを忘れずに、たった一つのかけがえのない命を、一時の感情で無くしてしまうことのないように、これからも大切にしていきたいと思いました。

もう一度自分の起こした事件の事を振り返る

私は無免許運転で学院に入ってきて、今日の講話を聞き、事件の時人を轢いていなくて良かった。まして飲酒運転・無免許運転をしていたことを改めて怖いなと思いました。

私は事件後、よく回りの人から、人を轢かなくて不幸中の幸いだな、人を轢いてしまったら取り返しがつかないんだぞ、と言われたのですが、運転がうまいし大丈夫などと自信を持っていて反省もしていませんでした。でも心の隅では人を轢かないですんでホッとしている自分がいました。

少年鑑別所でも車についてのビデオを見てきましたが、見ている時はドキドキして怖い気持ちになりましたが、私に限って事故は起こさないとか、早く帰りたいとしか思っていませんでした。きちんと考えることが出来たのは学院へ来てからでした。まだ全然だけど事件の事を考え、人事じゃなく、もしかしたら私も人の命を奪い、取り返しのつかないことになっていたかもしれないと思っています。

私は父が病気で危ないとわかっていたのに事件を起こして、学院で父の死を迎えてしまいました。私の場合は少しは覚悟していたけれど前田先生の場合は突然だし殺されてしまったのだから余計に辛く一生の心の傷だと思います。

私は、話を聞いてもう一度自分の起こした事件の事を振り返り考えなければならないと思いました。

無免許、薬物使用で事故を起こしたが

事故ではなくて犯罪だと言われたのを聞いて正にその通りだなあと思いました。私には無免許運転や薬物を使用して運転した経験があります。そして事故を起こしたこともあって、胸がドキドキして苦しくなりました。自分がどんなことをしたのかを少し甘く考えていた部分がありました。私には、同乗していた友人がいて、その友人に怪我を負わせてしまったことがあります。幸い軽傷で済んで今も元気に暮らしていますが、友人に負わせた怪我について、悪いことをしたと思ったことが１度もないような気

がします。無免許運転だとわかっていながら乗り込んできた訳で、友人が家まで送ってと言わなければ事故も起きなかったとさえ思っていました。私は、その事故で顔に一生残る傷を負いました。なので逆に友人を責める思いがあったほどです。

けれど、その事故を最後に無免許運転を一切止めました。それは交通事故の恐ろしさがわかったためでした。生きてるのが奇跡的な、大きな大きな事故だったし、死にたくないと思いました。無免許運転でありながら薬物まで使用していては、自分から死に直面しに行ってるようなものです。又、私が最も恐れていたことは、私自身が怪我をすることでも死ぬことでもありません。それは、相手に取り返しのつかない怪我や死亡させてしまうことです。私には、そんな責任を取ることができないし、私の起こした事故で、回りの家族にも責任を取らせてしまうことが耐えられません。交通事故で家族の命を奪われた人の気持ちなんて私にはわかるはずもないけれど、事故を起こしたくないし、人の命を奪いたくないと強く思います。

退任にあたって　前事務局長　寺地　栄一

フォーラムで発言する
寺地さん

北海道交通安全協会の職員として、本会の事務局を担当して参りましたが、この３月末をもって、退職することになりました。

私に与えられた任務は、あくまでも側面から、お手伝いすることに徹するということでしたので、どうしても消極的な態度に終始してしまい、反省する点も多々あります。

第２の職場での４年間は結構長いように思いましたが、振り返ってみるとこれと言った業績も上げられず申し訳なく思っております。しかし、よわい 65 歳、知力、体力の衰えを痛感するにつれ、そろそろ身を引かねばと思っていたところなのでちょうどよい引き際かと思います。

それにしても、皆様には本当に多くのことを教えられました。ご家族に対する深い愛情、悲嘆のどん底から立ち上がり、前向きに取り組む英知と勇気などに敬服させられました。皆様の苦しさ、悲しさ、悔しさはいかばかりかと計り知れないものがあり、はじめはどのようにおつきあいすべきか悩んだこともありますが、かえって皆さんの方から優しく接して戴き救われました。

これまでは、他の業務との兼務で十分なことは出来ませんでしたが、これからは充分な時間が与えられそうなので、ご要望があれば、可能な限りお手伝いさせていただきたいと思います。また、約 30 年間にわたり、交通事故関係の仕事に携わってきたことを踏まえて、交通安全について、私なりに同志を募り、研究とアッピールをしてまいりたいとも考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

当会の主目的である交通安全に対する啓蒙活動は各方面からの好評かつ要請が多く、着実に成果を上げており、また、関係者との全国的な連携により、法改正や、安全施設の充実が実現し、交通事故死大幅減少に多大な貢献をしております。

これからも、ねばり強い取り組みで、更なる成果を挙げるものと確信しております。　幸い、私の後任には、大変立派な方をお迎えする事になりましたので、当会の一層の発展が期待されます。

おわりに、皆様及びご家族のご健康を心から祈念申し上げ、至らなかったお詫びと、ご厚情に対するお礼の言葉に代えさせて頂きます。

４年間本当にありがとうございました

代表　前田　敏章

寺地さんには、会が正式発足してまだ 1 年半、手探りで活動を始めていた 2001 年より、4 年間にわたって事務局長として会の活動を支えていただきました。

兼務での事務局という大変な業務でしたが、何より、私たち被害者・遺族の置かれている状態と切実な願いの理解に努めていただき、誠実な人柄もあって、私たちは安心して活動を進めることができました。

全国でも希な交通安全協会からの物心両面からの支援を受けての被害者自助グループとしての活動が、地道ながら軌道に乗りつつあるのは、寺地事務局長の多大な貢献があってのことと世話人はじめ会員一同感謝致しております。

心よりお礼を申し上げるとともに、健康に留意され、今後一層ご活躍されることを祈念致します。

※　なお、4 月 1 日付けで、樋口　征（ひぐちすすむ）新事務局長が着任されました。

会の日誌

2005.1.11. ～2005.4.10.

≪会合など≫

1/12　世話人会・例会、
1/19　会報16号発送
2/9　世話人会・例会
2/14　公正で科学的捜査を求め、札幌高検へ要請、札幌弁護士会へ協力要請。法務大臣へ交通事故調書の早期開示を求める要請書、国土交通大臣へドライブレコーダーの装着義務化を求める要請書をそれぞれ送付。
2/23　内閣府、犯罪被害者等施策推進準備室のヒアリング（東京）に出席
3/9　世話人会・例会

≪訴えの活動≫

◆ 1/26　湧別高校（水野美）
◆ 1/18 札幌安全運転管理者法定講習
2/7 千歳市紫明女子学院　（前田）
◆ 2/13 札幌安全運転管理者法定講習
3/17 札幌安全運転管理者法定講習（小野）

処分者講習での講師

1/27 荻野　2/25 内山　3/18 前田

～ 編集を終えて ～

◆年度始めの４月１日、新聞記事の見出しのいくつかに目が行きました。◆一つは、「犯罪被害者基本法きょう施行」という読売新聞記事です。犯罪被害者の権利を保障した「犯罪被害者等基本法」が6か月間の周知・準備期間を経て施行日を迎えたのです。今後、内閣府の犯罪被害者等施策推進会議が12月の閣議決定をめどに、基本計画作成の検討に入ります。◆希望の光を感じます。欧米諸国に比べ数十年の遅れがあるとされた犯罪被害者の権利の問題がようやく本格検討されるのです。◆読売新聞記事の後段には施策推進準備室が実施した被害者関係団体ヒアリングの概要も紹介されており、「交通事件の遺族からは、捜査情報の早期開示」が要望されたと報じられています。◆この被害者関係団体17には、当会はじめ交通事件被害の6団体が含まれ、捜査情報開示など交通犯罪に特有な課題も注目されたことに、変化の胎動を感じます。基本法の中身を作るために、当事者としてさらに課題を訴えなければと思います。

◆二つは、「救急医療の切り札　さっそうと」という見出しで、ドクターヘリの本格運用が道央圏で始まるという、4月1日朝日新聞道内版の記事です。◆「ドクターヘリ」とは、医師や看護師がヘリコプターで駆けつけて、患者を治療しながら救命救急センターに運ぶものですが、３年前から民間の研究機関が試験運用しており、ようやく道と国の補助事業として新年度予算に盛り込まれました。◆ドクターヘリについては、私たち被害者の会でも、３年前から要望事項の一つにあげ、道知事に強く要請していました。◆要望項目に入れる提案をしたのは世話人の水野さんです。水野さんは娘さんを交通事故で失いましたが、市街地から遠く離れた当時の現場にドクターヘリが飛んでくれていれば、助かっていたのではという思いを、今も消すことができないと言います。◆「犠牲を繰り返して欲しくない」という当事者の痛切な願いが一つでも前進したことを喜びたいと思います。同時に、ドクターヘリが道央圏だけでなく、全道をカバーしての本格実施となること、要望事項の実現項目がさらに増えて被害ゼロの社会が一日も早く来ることを願います。（前）

会員の皆様へのお知らせ

◆ 2005年定期総会と交流会は、昨年同様、ＫＫＲホテル札幌（中央区北４西５）です
　◆ 総会　5月14日（土）13:30～14:45
　◆ グループ交流会　15:00～17:45　（テーマは　◇刑事裁判　◇民事裁判　◇メンタルケア　◇怪我をされた方の交流　◇その他　です ）
　◆懇親会　18:00～20:00　同ホテル地下１階「ブールデル」にて

◆ 例会に気軽にお越し下さい。　毎月第２水曜日の13時～15時、事務所です。
　予定⇒　★ 5月11日（水）　★ 6月8日（水）　★ 7月13日（水）　★ 8月10日（水）
◆ 世話人会は、毎月第２水曜日の午前中に行っています。また、毎週水曜日の 10 時～ 13 時は、世話人が交代で事務所当番を行っています。何かあれば気軽に訪ねて来て下さい。
◆ 次の会報発行は８月です。手記や意見、近況などの投稿をお待ちしています。
　〆切り７月20日、400～1200字程度　メールやファックスでも良いです）